

○上田市債権管理条例施行規則

令和 3 年12月24日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、上田市債権管理条例（令和 3 年条例第23号。以下「条例」という。）
第17条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第2条 条例第5条に規定する台帳に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名、生年月日、住所及び連絡先（法人その他の団体にあつては、名称、所在地、連絡先及び代表者の氏名）
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生の原因及び年月日
- (5) 履行期限
- (6) 債権の徴収に係る履歴
- (7) 前各号に掲げるもののほか、債権を管理するために必要な事項

(督促後の期間)

第3条 条例第10条に規定する相当の期間は、1 年とする。

(徴収停止後の期間)

第4条 条例第16条第1項第3号に規定する相当の期間は、1 年とする。

(議会への報告)

第5条 条例第16条第2項の規定により議会に報告する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の件数
- (3) 放棄した債権の金額
- (4) 債権を放棄した日
- (5) 債権を放棄した理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。